

R6.10.9 教育委員会会議資料（政策局・こども支援局・教育委員会）

西宮市幼児教育・保育のあり方 アクションプラン [part 3] (案) について

別紙のとおり、令和6年11月6日の市議会教育こども常任委員会へ説明するので報告します。

教育こども常任委員会 所管事務報告

資 料

令和6年11月6日

※報告日までは外部への
資料提供はご遠慮ください。

西宮市幼児教育・保育のあり方 アクションプラン[part 3] (案) について

政策局 政策総括室 政策推進課 (政策局総括担当)

こども支援局 子供支援総括室 子供支援総務課 (幼保連携推進担当)

教育委員会 学校支援部 学事課 (幼保連携担当)

西宮市幼児教育・保育のあり方
アクションプラン [part 3] (案)

令和6年(2024年)11月

西宮市

目次

1	アクションプラン [part 3] の位置付け	1
2	公立園の再編に係る実施方針等	2
3	各ブロックにおける公立園の再編等の計画	4
4	公立園再編等の全体像	12
5	今後の幼児教育・保育施策について	15
6	おわりに	17
	【参考】西宮市幼児期の教育・保育審議会（平成 22～25 年）	
	答申に基づく中ブロック	18

1 アクションプラン [part 3] の位置付け

本市の子どもや幼児教育・保育現場などを取り巻く環境の変化や課題に適切に対応するためには、西宮市幼児教育・保育ビジョンに掲げる「子ども中心の幼児教育・保育」の推進、支援を必要とする子どもを誰一人取り残さない取組、そして限られた経営資源を有効活用し、中長期的に持続可能なものとしていくことが求められる。

そこで本市は、今後を見据えた幼児教育・保育施策を推進するため、以下3つの基本方針を定めた「西宮市幼児教育・保育のあり方」を令和5年（2023年）3月に策定した。

基本方針

- 【1】 西宮市幼児教育・保育ビジョンの理念の実現に向けて、公私の連携・協力を図りながら、本市の幼児教育・保育の質の向上を目指す。
- 【2】 本市の幼児教育・保育の質の向上に必要な役割を果たすため、これまで蓄積してきたノウハウ等の資産を活用するとともに、より効果的な運営ができるよう、規模縮小・体制見直しを軸とした公立園の再編を行う。
- 【3】 公立園の再編によって生み出された経営資源は、今後必要となる子ども・教育施策へ優先的に活用する。

アクションプラン [part 3] は、アクションプラン [part 1]、[part 2] に引き続き「西宮市幼児教育・保育のあり方」に基づく具体的な取組を示すものである。

【これまでの取組】

- 令和5年（2023年）3月 西宮市幼児教育・保育のあり方を策定
- 令和5年（2023年）3月 アクションプラン[part 1]を策定
(浜脇ブロックの再編計画等を公表)
- 令和6年（2024年）2月 アクションプラン[part 2]を策定
(鳴尾、上甲子園、広田ブロックの再編計画等を公表)

2 公立園の再編に係る実施方針等

公立園の再編等を進めるにあたっては、以下の(1)から(3)に基づき、西宮市幼児期の教育・保育審議会答申に基づく中ブロック(以下「ブロック」という。p.18参照。)を基礎として取り組む。

(1) 実施方針

- ア 公立園の再編にあたっては、幅広い異年齢交流等の多様な経験など、子どもの教育・保育にとって望ましい集団活動が今後も継続的に可能となるよう、幼稚園と保育所の統合等による幼保連携型認定こども園(以下「公立認定こども園」という。)を基本とする。
- イ 公立認定こども園は、各ブロックに1園設置することを基本とするが、現行施設の利用状況や配置状況など地域の実情を踏まえながら、他の方策も検討する。
- ウ 公立認定こども園の設置は、各ブロックにおける公立園の規模・立地・設備・周辺環境等を総合的に勘案しながら、概ね10年間で進める。
- エ 再編による公立認定こども園の対象とならない公立幼稚園については、園児数の推移や地域の状況等を総合的に勘案したうえで、順次、閉園時期を検討する。
あわせて、現在休園中の公立幼稚園については、閉園に向けた手続等を進める。
- オ 再編による公立認定こども園の対象とならない公立保育所については、地域の就学前児童数や保育需要の状況を踏まえ、順次、定員・規模の縮小を図る。
- カ 再編・閉園後の公立園の跡地は、「西宮市公共施設等総合管理計画」及び「西宮市未利用地の利活用に関する方針」に基づき、公共性・有用性・市場性について評価・整理したうえで、転用・売却・貸付などの資産活用を検討する。

(2) 公立認定こども園設置にあたっての再編対象施設の選定基準

公立認定こども園の設置にあたっては、公私連携・協力のもと、ブロック内の幼児教育・保育ニーズの需給バランスを図ることが必要である。

また、本市の厳しい財政状況に鑑み、限られた経営資源を効率的・効果的に活用していくことが求められている。

以上のことから、次の基準に基づき、再編対象の施設を選定する。

● 教育・保育ニーズ

ブロックごとの就学前児童数や教育・保育ニーズを踏まえ、必要な受入枠が確保できること。

● 立地・周辺環境

統合する施設同士の距離や現施設の利用者の通園・通所地域、ブロック内での私立園の供給体制も含めた地理的なバランスを考慮すること。

● 施設・設備、整備コスト

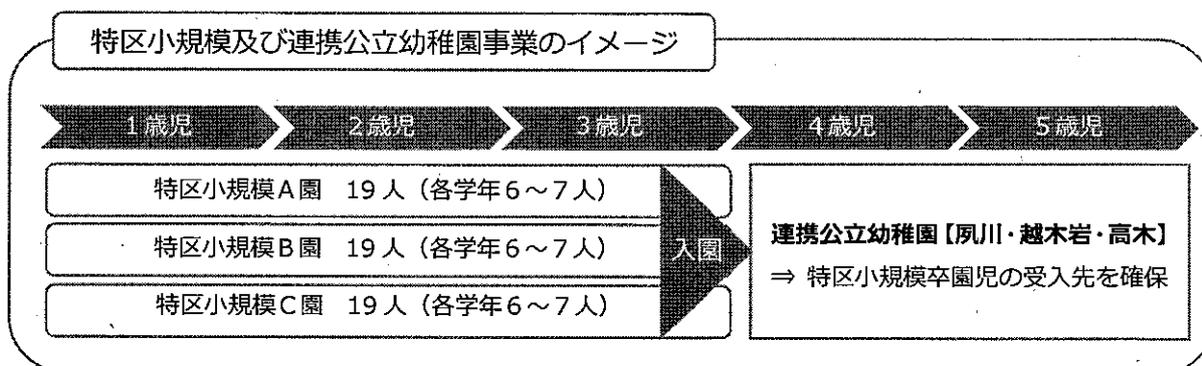
施設の敷地面積、建物の築年数、延床面積、設備の状況等を総合的に勘案し、公立認定こども園の整備費を抑制でき、より有効活用が図れること。

(3) 特区小規模保育事業の卒園児の受入れ

夙川幼稚園、越木岩幼稚園、高木幼稚園については、1歳児～3歳児を保育する特区小規模保育事業（以下「特区小規模」という。）の卒園児（4歳児～5歳児）を公立幼稚園で引き続き保育する連携公立幼稚園事業を実施している。

現在、夙川幼稚園は3園の特区小規模、越木岩幼稚園は2園の特区小規模、高木幼稚園は3園の特区小規模の卒園児の受入先となっている。

そのため、この3園の再編等にあたっては、引き続き特区小規模の卒園児の受入先を確保することを前提とする。



3 各ブロックにおける公立園の再編等の計画

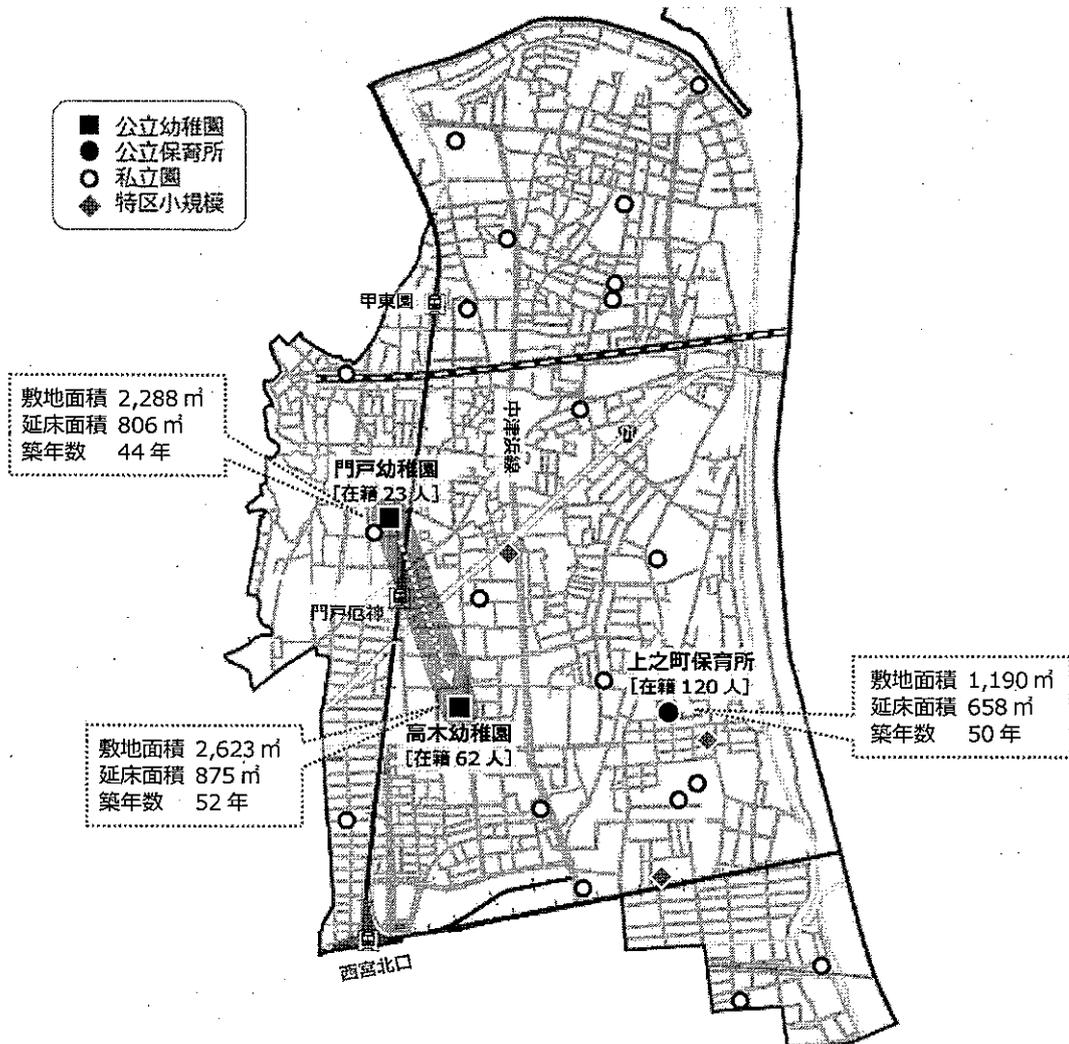
前項の「公立園の再編に係る実施方針等」に基づき、各ブロックにおいて、次のとおり公立認定こども園の設置等を進める。

(1) 甲東ブロック

ア ブロック内の幼稚園・保育施設の状況（令和6年（2024年）4月現在）

	公立施設	私立施設	合計
幼稚園	2 (85)	6 (838)	8 (923)
保育所	1 (120)	5 (328)	6 (448)
こども園	- (-)	9 (1,056)	9 (1,056)
地域型	- (-)	12 (177)	12 (177)
合計	3 (205)	32 (2,399)	35 (2,604)

() 内は、利用人数(人)



イ 再編対象施設の検討

(ア) 現状分析

教育・ 保育ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特区小規模3園の卒園児（最大4歳児20人、5歳児20人）の受入先を確保する必要がある。 ▶ 1号認定（幼稚園ニーズ）の受入枠を一定確保しつつ、上之町保育所を活用する場合、1・2歳児の受入枠が減少するとともに、特区小規模の卒園児を全員受け入れることは困難である。 ▶ 再編対象施設を門戸幼稚園と高木幼稚園とした場合、1・2歳児の受入枠は増加するが、1号認定（幼稚園ニーズ）の受入枠を一定確保しつつ、特区小規模の卒園児を全員受け入れることは困難である。
立地・周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特区小規模3園は、高木幼稚園と上之町保育所の近隣に開設されている。 ▶ 門戸幼稚園に私立園が隣接している。
施設・設備 整備コスト	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 門戸幼稚園、高木幼稚園は耐震化済み（新耐震基準を含む）であるが、両園を活用する場合、大規模改修が必要。 ▶ 上之町保育所は、令和6年度に大規模修繕・耐震化工事を実施済み。

(イ) 再編の方向性

- ◆ 1・2歳児の受入枠への影響がない施設を選定する。
- ◆ そのため、再編対象施設は、門戸幼稚園と高木幼稚園とする。
- ◆ 特区小規模3園との距離を考慮して、高木幼稚園の施設を活用し、公立認定こども園を令和12年（2030年）4月に設置する。
- ◆ 高木幼稚園で受け入れていた特区小規模の卒園児については、公立認定こども園及び上之町保育所等、複数の施設に分散して受入れを行う。



ウ 再編による受入数比較

令和6年度の利用人数 現状の施設			再編後のイメージ				単位(人)	
			甲東ブロック認定こども園					
門戸(幼)	高木(幼)	合計	合計	1号(幼)	特区小規模 の卒園児	2号・3号(保)		
		0	3 (+3)			3	(+3)	
		0	10 (+10)			10	(+10)	
		0	10 (+10)			10	(+10)	
		0	15 (+15)	5 (+5)		10	(+10)	
8	27	35	32 (-3)	15 (-20)	7 (+7)	10	(+10)	
15	35	50	35 (-15)	18 (-32)	7 (+7)	10	(+10)	
23	62	85	105 (+20)	38 (-47)	14 (+14)	53	(+53)	

(2) 大社ブロック

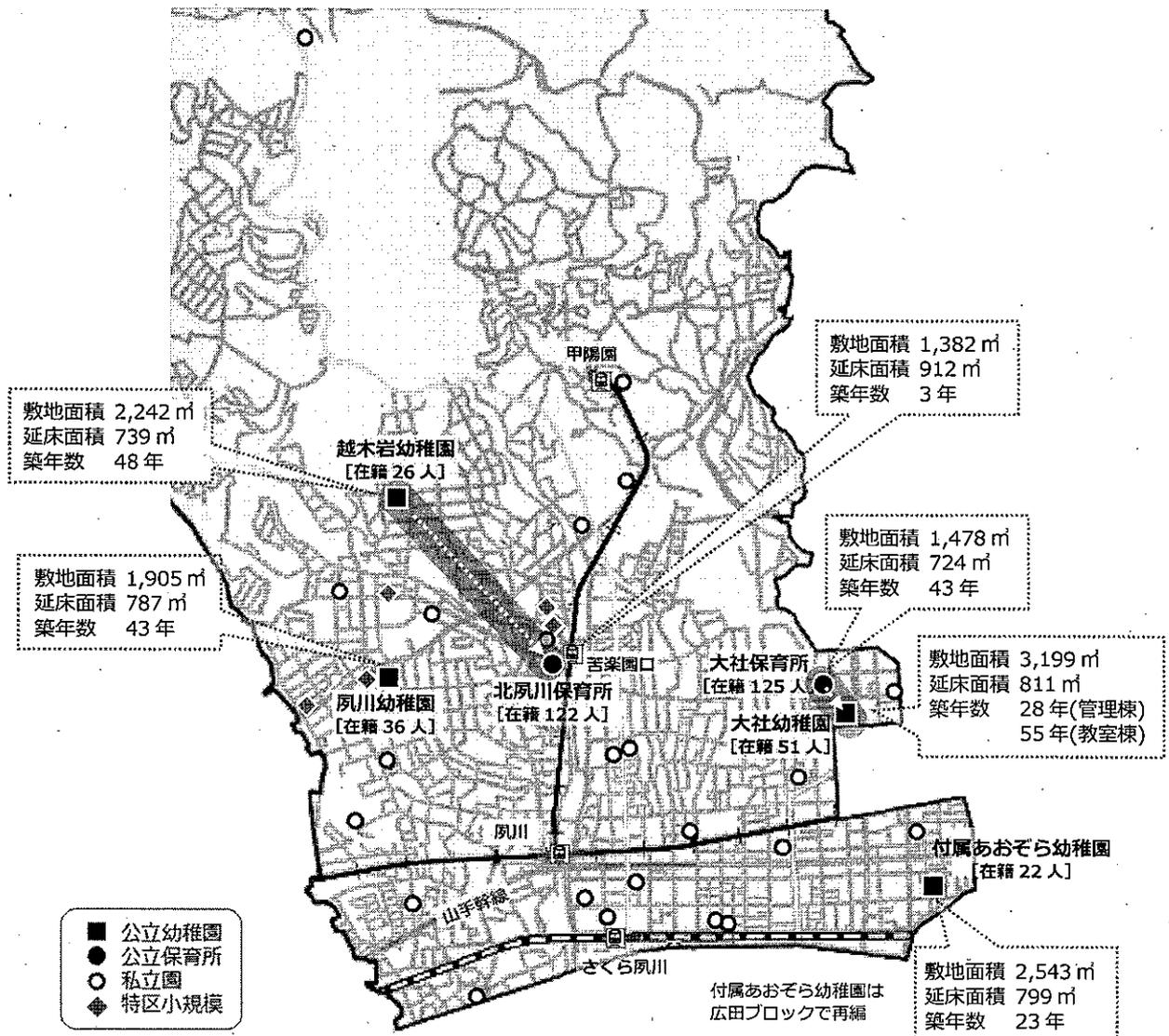
ア ブロック内の幼稚園・保育施設の状況（令和6年（2024年）4月現在）

	公立施設	私立施設	合計
幼稚園	4 (135)	4 (827)	8 (962)
保育所	2 (247)	7 (410)	9 (657)
こども園	- (-)	12 (1,129)	12 (1,129)
地域型	- (-)	12 (156)	12 (156)
合計	6 (382)	35 (2,522)	41 (2,904)

() 内は、利用人数(人)

イ 大社ブロックの再編計画検討にあたっての課題

- ◆ ブロック内に公立幼稚園が3園あり（広田ブロックで再編する付属あおぞら幼稚園を除く）、市内公立幼稚園全体の在園児のうち約3割にあたる園児が在籍している。そのため、公立園の再編にあたっては、1号認定（幼稚園ニーズ）の受入枠を一定確保する必要がある。
- ◆ 特区小規模5園の卒園児（最大4歳児34人、5歳児34人）の受入先を確保する必要がある。



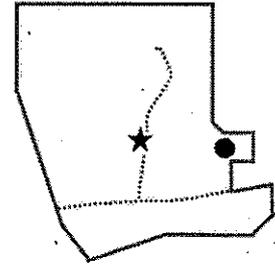
ウ 再編案の検討

公立幼稚園3園、公立保育所2園の再編について、以下の4つの案の比較検討を行った。

★公立認定こども園 ●存続する公立保育所

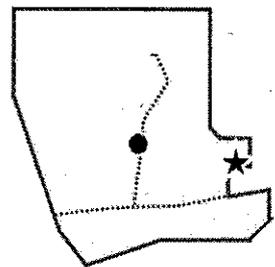
北夙川保育所の園舎を活用して公立認定こども園を設置
(大社保育所は存続するが、将来的に規模縮小)

[A]	1号認定への影響	大幅な減
	2、3号認定への影響	大幅な減(1・2歳児)
	特区小規模卒園児の受入れ	困難
	大規模改修	不要
	資産活用可能な施設数	3園



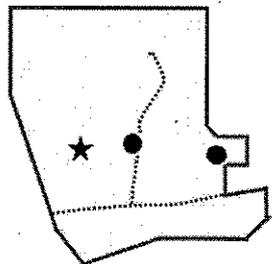
大社幼稚園の園舎を活用して公立認定こども園を設置
(北夙川保育所は存続するが、将来的に規模縮小)

[B]	1号認定への影響	大幅な減
	2、3号認定への影響	大幅な減(1・2歳児)
	特区小規模卒園児の受入れ	困難
	大規模改修	必要
	資産活用可能な施設数	3園



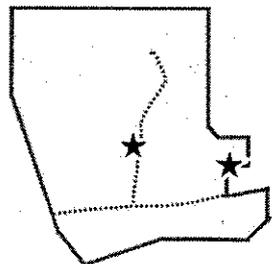
夙川幼稚園と越木岩幼稚園を統合し、どちらかの園舎を活用して公立認定こども園を設置
(北夙川保育所、大社保育所は存続するが、将来的に規模縮小)

[C]	1号認定への影響	大幅な減
	2、3号認定への影響	微増(1・2歳児)
	特区小規模卒園児の受入れ	可能
	大規模改修	必要
	資産活用可能な施設数	2園



北夙川保育所と大社幼稚園の園舎を活用して、公立認定こども園を2園設置

[D]	1号認定への影響	減
	2、3号認定への影響	微減(1・2歳児)
	特区小規模卒園児の受入れ	可能
	大規模改修	必要
	資産活用可能な施設数	3園

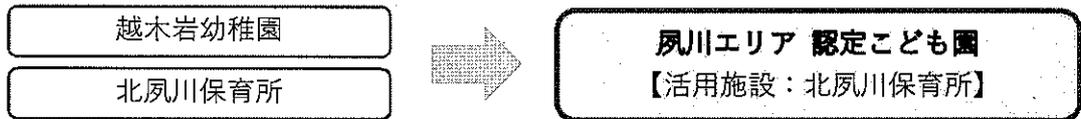


- ◆ 上記A～C案のとおり、他のブロックと同様に公立認定こども園の1園設置を基本としながら、1号認定の受入枠を一定確保し、1・2歳児の受入枠への影響を考慮しつつ、特区小規模の卒園児を受け入れることは困難である。
- ◆ そのため、大社ブロックについては、上記D案のとおり、公立認定こども園を2園設置する。
- ◆ ブロック内の配置バランスを考慮し、阪急電鉄甲陽線を境に西側「夙川エリア(夙川幼稚園・越木岩幼稚園・北夙川保育所の3園)」と東側「大社エリア(大社幼稚園・大社保育所の2園)」の2エリアに分けて再編を進めることとする。

エ 再編の方向性

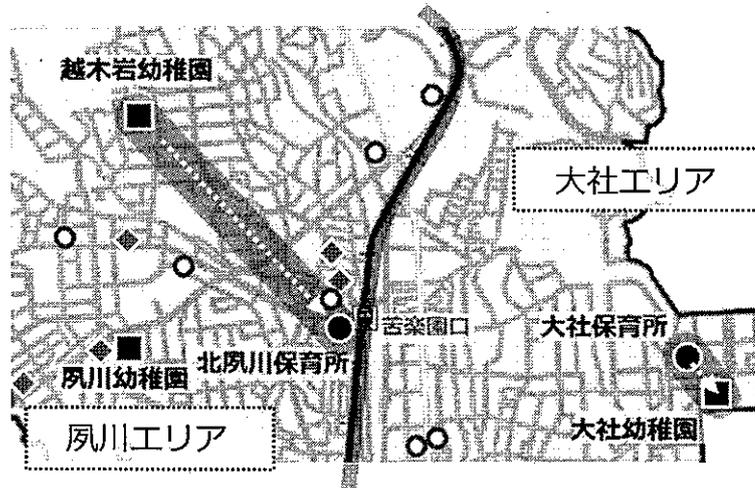
(ア) 夙川エリア

- ◆ 施設の築年数を考慮し、北夙川保育所を活用して公立認定こども園を設置する。
- ◆ 再編対象施設は、越木岩幼稚園と北夙川保育所とし、公立認定こども園を令和 11 年（2029 年）4 月に設置する。
- ◆ 越木岩幼稚園で受け入れていた特区小規模の卒園児については、公立認定こども園移行後は夙川幼稚園で受け入れ、夙川幼稚園閉園後は、夙川エリアと大社エリアの公立認定こども園等、複数の施設に分散して受け入れを行う。
- ◆ 再編による公立認定こども園の対象とならない夙川幼稚園については、令和 11 年（2029 年）10 月実施の翌年度 4 歳児募集から停止し、令和 12 年度（2030 年度）末に閉園とする。ただし、当該地域の保育需要を踏まえ、より効果的な活用方法等について今後検討する。



(イ) 大社エリア

- ◆ 1号認定（幼稚園ニーズ）の受入枠を一定確保しつつ、1・2歳児の受入枠を一定維持し、特区小規模の卒園児を受け入れる必要があるため、敷地面積・延床面積の広い大社幼稚園を活用して公立認定こども園を設置する。
- ◆ 再編対象施設は、大社幼稚園と大社保育所とし、公立認定こども園を令和 13 年（2031 年）4 月に設置する。
- ◆ 大社幼稚園と大社保育所の統合にあたり、大社保育所の3階に併設する大社児童センターも移設する。そのため、大社幼稚園の園舎の大規模改修または一部の古い園舎の建替等、より効率的かつ効果的な活用方法を今後検討する。



オ 再編による受入数比較

- ◆ ブロック内に公立認定こども園を2園設置することで、保育需要に対する受入枠を一定維持しつつ、公立園を5園から2園に全体として総量を縮小する形で再編を行う。

夙川エリア認定こども園の比較

単位(人)

令和6年度の利用人数 現状の施設			再編後のイメージ 夙川エリア認定こども園			
越木岩(幼)	北夙川(保)	合計	合計	1号(幼)	特区小規模 の卒園児	2号・3号(保)
5		5	0歳児 3 (-2)			3 (-2)
20		20	1歳児 14 (-6)			14 (-6)
20		20	2歳児 14 (-6)			14 (-6)
26		26	3歳児 19 (-7)	5 (+5)		14 (-12)
19	26	45	4歳児 30 (-15)	7 (-12)	9 (+9)	14 (-12)
7	25	32	5歳児 32 (+0)	9 (+2)	9 (+9)	14 (-11)
26	122	148	全体 112 (-36)	21 (-5)	18 (+18)	73 (-49)

大社エリア認定こども園の比較

単位(人)

令和6年度の利用人数 現状の施設			再編後のイメージ 大社エリア認定こども園			
大社(幼)	大社(保)	合計	合計	1号(幼)	特区小規模 の卒園児	2号・3号(保)
6		6	0歳児 3 (-3)			3 (-3)
20		20	1歳児 20 (+0)			20 (+0)
20		20	2歳児 20 (+0)			20 (+0)
25		25	3歳児 25 (+0)	5 (+5)		20 (-5)
17	27	44	4歳児 57 (+13)	12 (-5)	25 (+25)	20 (-7)
34	27	61	5歳児 60 (-1)	15 (-19)	25 (+25)	20 (-7)
51	125	176	全体 185 (+9)	32 (-19)	50 (+50)	103 (-22)

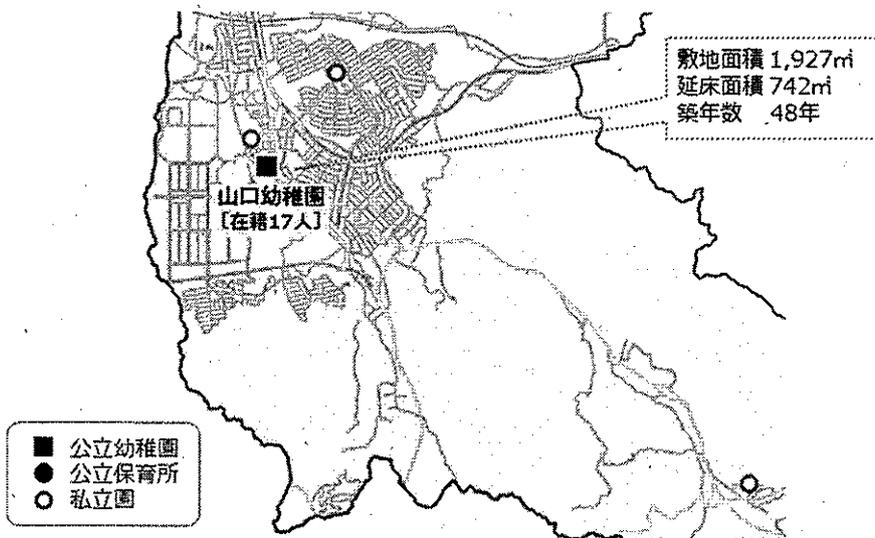
(3) 山口ブロック・塩瀬ブロック

ア ブロック内の幼稚園・保育施設の状況（令和6年（2024年）4月現在）

【山口ブロック】

	公立施設	私立施設	合計
幼稚園	1 (17)	0 (0)	1 (17)
保育所	0 (0)	0 (0)	0 (0)
こども園	- (-)	3 (365)	3 (365)
地域型	- (-)	1 (15)	1 (15)
合計	1 (17)	4 (380)	5 (397)

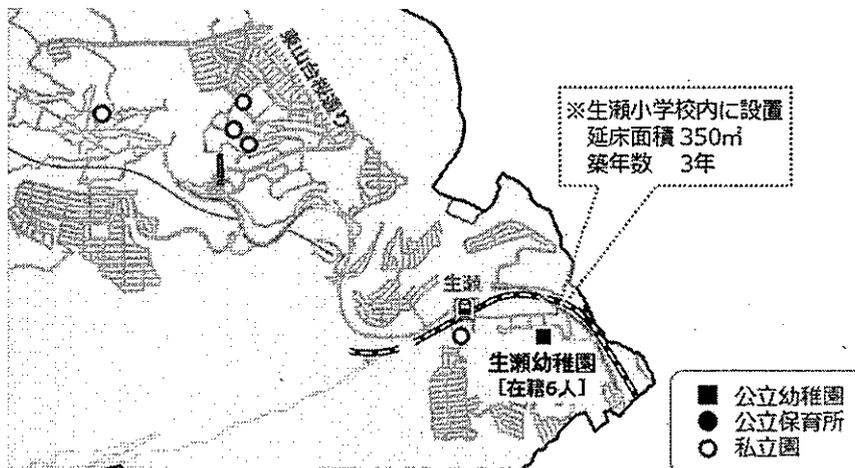
() 内は、利用人数(人)



【塩瀬ブロック】

	公立施設	私立施設	合計
幼稚園	1 (6)	1 (113)	2 (119)
保育所	0 (0)	1 (21)	1 (21)
こども園	- (-)	3 (218)	3 (218)
地域型	- (-)	2 (17)	2 (17)
合計	1 (6)	7 (369)	8 (375)

() 内は、利用人数(人)



イ 現状と今後の方向性について

- ◆ 山口ブロックと塩瀬ブロックの公立幼稚園では、園児数の減少により一定の集団活動が行える規模の維持が難しくなっている。
- ◆ さらに、就学前児童数の減少により、私立園においても定員割れが生じており、両ブロックの教育・保育ニーズに対し、私立園のみで十分な提供体制を有していることも、他ブロックとは状況が大きく異なる点である。
- ◆ そのため、両ブロックには、公立認定こども園を設置しないこととする。
 - ・ 生瀬幼稚園については、令和9年（2027年）10月実施の翌年度4歳児募集から停止し、令和10年度（2028年度）末に閉園とする。
 - ・ 山口幼稚園については、令和11年（2029年）10月実施の翌年度4歳児募集から停止し、令和12年度（2030年度）末に閉園とする。ただし、両ブロック内に公立園がなくなることから、園児数の推移や地域の状況等を踏まえ、最終的な募集停止の判断を行うものとする。
 - ・ なお、それまでの間に4歳児学級の入園児数が0人となった場合は、当該年度末をもって閉園するものとする。

ウ 公立園の役割や機能を担保する方策について

公立園では、障害のある子どもなど支援が必要な子どもを受け入れる等のセーフティネットの役割や、在宅で子育てを行う家庭への支援なども担っており、公立認定こども園を設置しない場合、こうした公立園の機能を担保していく必要がある。

そこで、北部地域においては、次の方策を実施する。

(ア) 私立園との連携・協力によるセーフティネット機能の確保

- ◆ 障害のある子どもなど支援が必要な子どもを受け入れる私立園に対し、加配職員を配置するための人件費補助を行い、私立園での受入れを促進する。
- ◆ 学校園支援アウトリーチに加え、こども未来センターの医療、心理、教育・保育分野の専門家を派遣し、北部地域の私立園をサポートする。

(イ) 北部地域事業者とこども未来センターとの連携による支援の強化

- ◆ 北部地域の事業者を含めた市内事業者とこども未来センターとの連携・協力体制を新たに構築し、北部地域における発達相談、発達支援等の充実を図る。

4 公立園再編等の全体像

(1) 公立園の再編等スケジュール

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	
浜 脳	南甲子園幼稚園									
	浜脳幼稚園									
	浜脳保育所		浜脳ブロック認定こども園							
	建石保育所									
	用海保育所									
	津門保育所									
	今津南保育所									
	朝日愛児館									
	今津文協保育所									
	鳴尾東幼稚園									
鳴 尾	高須西保育所			鳴尾ブロック認定こども園						
	浜甲子園保育所									
	鳴尾保育所									
	鳴尾東保育所									
	高須東保育所									
	春風幼稚園									
上 甲 子 園	瓦木みのり保育所			上甲子園ブロック認定こども園						
	鳴尾北保育所									
	学文殿保育所									
	小松朝日保育所									
広 田	上ヶ原幼稚園									
	芦原保育所									
	甲東北保育所									
	瓦木北保育所									
	芦原むつみ保育所			広田ブロック認定こども園						
大 社	あおぞら幼稚園		幼児教育・保育センター ※付属あおぞら幼稚園施設を活用 ※庁舎内に設置 幼児教育・保育センターについてはp16参照							
	北夙川保育所					夙川ブロック認定こども園				
	越木岩幼稚園						※特区小規模の本園児は夙川幼稚園で受入れ (R11~) R13以降は公立認定こども園等で受入れ			
	夙川幼稚園						大社ブロック認定こども園			
	大社幼稚園									
	大社保育所									
甲 東	上之町保育所									
	門戸幼稚園									
	高木幼稚園					※高木幼稚園を改修	高木ブロック認定こども園			
山 口	山口幼稚園									
	生瀬幼稚園									
塩 瀬	生瀬幼稚園									

(2) アクションプラン [part 2] からの取組内容の更新・一部修正

ア 広田ブロック

- ◆ 既にアクションプラン [part 2] で示しているとおおり、付属あおぞら幼稚園と芦原むつみ保育所を再編対象施設とし、現在の芦原むつみ保育所の施設を活用して、公立認定こども園を令和8年(2026年)4月に設置する。
- ◆ 再編による公立認定こども園の対象とならない上ヶ原幼稚園については、令和9年(2027年)10月実施の翌年度4歳児募集から停止し、令和10年度(2028年度)末に閉園とする。ただし、それまでの間に4歳児学級の入園児数が0人となった場合は、当該年度末をもって閉園するものとする。

イ 上甲子園ブロック

- ◆ アクションプラン [part 2] で、「再編対象施設は、春風幼稚園と瓦木みのり保育所とする。大規模改修期間中に仮設園舎を要しない春風幼稚園の施設を活用し、公立認定こども園を令和10年(2028年)4月に設置する。」と示している。
- ◆ 当該ブロックについては、統合する施設同士の距離、在園児の通園地域を考慮するとともに、瓦木みのり保育所の施設を活用する場合、大規模改修が必要であること、また改修期間中に仮設園舎を要することから、春風幼稚園の施設を活用することとしていた。
- ◆ しかしながら、施設改修にあたり、乳児用設備、調理室の設置など具体的な検討に着手したところ、春風幼稚園の施設は、構造上の問題から、大規模改修に当初の想定をはるかに上回る多額の費用を要することが判明した。
- ◆ 一方、乳児用設備、調理室などが既に備わっている瓦木みのり保育所の施設について、具体的な改修内容の検討を行ったところ、改修期間中に仮設園舎を要せず工事を行うことができると判明した。
- ◆ そのため、当該ブロックについては、瓦木みのり保育所の施設を活用して、公立認定こども園を令和10年(2028年)4月に設置する。

(3) 今後のアクションプラン取組内容の更新・一部修正について

今後、アクションプランに基づき、公立認定こども園の設置等を進めていくこととなるが、その中で取組内容の一部に修正等が生じた場合は、順次、市ホームページで公表するものとする。

(4) 再編後の施設数・定員数

	現状 (R5.4) ①	再編後 (R13.4) ②	比較 ②-①
幼稚園	13園 (1,230人)	0園 (0人)	▲13園(▲1,230人)
保育所	23園 (2,320人)	13園 (1,220人)	▲10園(▲1,100人)
認定こども園	0園 (0人)	7園 (890人)	7園 (890人)
計	36園 (3,550人)	20園 (2,110人)	▲16園(▲1,440人)

※()内は定員数

(5) 再編後の必要職員数

	現状 (R5.4) ①	再編後 (R13.4) ②	比較 ②-①
正規	410人	323人	▲87人
非正規	591人	519人	▲72人
計	1,001人	842人	▲159人

※令和5年(2023年)4月時点の職員数を基準に試算

※育児休業等、現に配置されていない職員を除く

(6) 財政効果(見込み)

ア 運営経費

	現状 (R5.4) ①	再編後 (R13.4) ②	効果試算 ②-①
人件費	4,449百万円	3,705百万円	▲744百万円
事業費・管理費	769百万円	604百万円	▲165百万円
計	5,218百万円	4,309百万円	▲909百万円

※令和4年度(2022年度)決算値を基準に試算

イ 跡地の売却費、認定こども園の整備費

	跡地売却費 ①	認定こども園整備費 ②	効果試算 ②-①
再編経費	▲3,577百万円	2,740百万円	▲837百万円

※跡地売却費は、再編後の跡地を売却するものとして試算。

※施設の跡地売却に伴い、延床面積は10,730㎡(29,686㎡→18,956㎡)減少する見込み

5 今後の幼児教育・保育施策について

(1) 幼児教育・保育センター

公私幼保を問わず本市全体の幼児教育・保育の質を向上させるための中核的な拠点として「幼児教育・保育センター」を設置する。

ア 設置場所・時期

令和7年(2025年)4月に1園目の公立認定こども園の設置に合わせて庁舎内に設置し、令和8年度(2026年度)以降、再編後の付属あおぞら幼稚園の施設に移転する。

イ 幼児教育・保育センターの取組や方向性

① 公私保育者の支援・交流

西宮市幼児教育・保育ビジョンを通じて、保育者が相互に高め合い、学び続け、成長できる環境づくりを目指す。

② 公私連携・私立園支援

幼児教育・保育センターを公私幼保の研究・研修の場として活用するほか、教育・保育の相談支援、特別支援教育・保育の推進などの取組を行う。

③ 公立園機能の継承と深化

公立認定こども園において、これまで公立幼稚園・保育所で長年培ってきた教育・保育実践の取組やノウハウの蓄積を継承し発展させていくための研究を進めるとともに、研究結果や公立園の各種マニュアル等を私立園に共有し、市全体の質の向上に寄与する。また、公立認定こども園と緊密に連携し、その地域拠点としての活動を支える。

④ 幼保小連携の推進

公私幼保は小学校教育を見据えた資質・能力を育み、小学校においては幼児教育・保育で育まれた資質・能力を踏まえた教育活動を実施できるよう、西宮市幼稚園・保育所・小学校連携推進事業「つながり」を推進し、互いの教育・保育を理解し高め合える環境づくりを目指す。

ウ 子育て総合センター、こども未来センターとの連携

教育・保育施設や保育者を支える幼児教育・保育センター、支援が必要な子どもと家庭を支えるこども未来センター、子育て家庭を支える子育て総合センター等が相互に連携し、全ての子ども・子育て家庭を支援する。

エ 一貫した教育の実現に向けた運営体制

幼児教育・保育センターはこども支援局の所管とするが、教育委員会の関係各課との密接な協力体制を構築し、幼児教育・保育と小学校教育の連携を強化する。

6 おわりに

子どもや教育・保育施設を取り巻く環境の変化に適切に対応し、人材や財源などの経営資源を効率的・効果的に活用することで、市全体の幼児教育・保育を向上させることを目的として、令和5年3月に「西宮市幼児教育・保育のあり方」を策定した。

その後、「アクションプラン」として、各ブロックにおける公立幼稚園・保育所の再編計画等を順次、策定・公表してきたが、今回の[part 3]をもって、市内全てのブロックの再編計画等の策定が完了する。

再編により、公立幼稚園については長い歴史の幕を閉じることとなるが、これまで幼児教育において培い、蓄積してきたものを、新たに設置する公立認定こども園で継承するとともに、本市の幼児教育・保育の発展につなげていく必要がある。公立園の再編は、単に総量縮小だけを目的とするものではなく、本市の幼児教育・保育の質の向上に必要な役割を果たすための未来に向けた選択である。

本市では、公私幼保それぞれの考え方や特色を大切にしつつ、各園の保育者が日々、子ども中心の教育・保育の実現に向けて、さまざまな工夫や努力を続けてきたが、そのような取組の重要性はこれからも変わることはない。

その一方で、急速に変化する社会環境の中で、多様化するニーズや課題に的確に対応し、本市の教育・保育の質をさらに高めていくためには、これまでの各園での取組に加え、新たに設置する「幼児教育・保育センター」を中心に、公私幼保の枠を超え、連携・協力していくことがより一層重要となる。

この「西宮市幼児教育・保育のあり方」を新たな出発点として、今後も子ども、子育て家庭や教育・保育現場などを取り巻く環境の変化と諸課題に適切に対応するとともに、「西宮市幼児教育・保育ビジョン」の理念の実現に向けた取組を推進する。

【参考】西宮市幼児期の教育・保育審議会（平成 22～25 年）答申に基づく中ブロック

